固定資産税の減額措置

新築住宅の固定資産税の減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税(120m² までの部分)について、税額から1/2を減額する措置の適用期限が2年延長されました。

(平成22年3月31日までに新築された住宅に延長)

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

住宅省エネ化を促進するため既存の住宅において、一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税に限り税額から1/3を減額する措置が創設されました。

家屋の要件

- (1)平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)。
- (2)居住の用に供する部分の床面積が1/2以上。
- (3)窓の複層ガラス化などの改修工事と同時に行う天井・床・壁の断熱改修工事で、省エネ基準に適合すること。
- (4)改修工事費が30万円以上。
- (5)平成20年4月1日~平成22年3月31日までに工事が完了したもの。
- (6)現在、新築住宅軽減などの減額措置を受けていない住宅であること。

減額の内容

翌年度1年分に限り、改修家屋に係る固定資産税額の1/3が減額されます。(1戸当たり120㎡まで)

申告方法

改修工事完了後3ヶ月以内に、省エネ基準に適合した工事であることの証明書等必要書類を添付し、 総務課税務係へ申告してください。

個人住民税における寄付金税制の拡充

平成21年度以降の個人住民税における寄附金控除について、現在の所得控除方式から税額控除方式に改められるなど、寄附金に対する税制が拡充されました。なお、対象となる寄附金は平成20年1月1日以後に支出されるものから適用されます。

寄附金控除の対象限度の拡大

- ・適用下限額を現行10万円から5千円に引き下げられました。
- ・控除対象限度額を現行の総所得金額等の25%から30%に引き上げられました。

条例により控除対象となる寄附金を指定する仕組みの導入

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、本町に所在する社会福祉法人等に対する寄附金についても税額控除の対象となりました。

地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(ふるさと納税等)

都道府県や市町村などの地方公共団体に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、住民税 所得割額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額を控除することとされました。

なお、寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲は、出生地や過去の居住地などに限定されず、全ての都道府県又は市区町村が対象となります。

